

うきは市農業委員会第28回総会議事録

〔開催日時〕 令和5年6月12日（月）午後1時30分から

〔開催場所〕 うきは市役所 3階 大会議室

〔議事日程〕

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第5号 非農地判断（非農地証明願）について

議案第6号 うきは市農業振興地域整備計画の変更について

議案第7号 農業経営基盤効果促進法に基づく農用地利用集積計画（利用権設定）について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について

（出席委員）

会長	16番	佐々木 芳幸			
副会長	15番	中村 稔			
委員	1番	樋口 健次	8番	高浪 眞次	
	2番	佐々木 光則	9番	樋口 美智子	
	3番	後藤 一善	10番	家永 学	
	4番	園田 忠行	12番	堀江 清成	
	5番	森 和正	13番	佐藤 和弘	
	6番	内山 良江	14番	日野 吉光	
	7番	後藤 義道			

欠席委員 11番 尾花 里美

（農業委員会職員）

事務局長 高山 靖生 係長 久保田 和弘 主事 池田 奈津希

- 会長 挨拶
- 局長 それでは議案審議に入ります。議案につきましては農業委員会規則に基づきまして会長の方が議事進行を行いますのでよろしく願いいたします。
- 議長 それではただいまより第28回の総会を開始したいと思います。
- 本日の議事録署名人を13番委員と14番委員にお願いいたします。それでは議案審議に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-1上程)
- 事務局 (議案第1号-1説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 この土地は自動車整備工場の自動車置場が手狭になったため西側の農地を購入し露天駐車場にするとのことです。雨水は手前道路沿いに側溝を設置して流すため特に問題ないと思います。皆様のご審議よろしく願いします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 9番 事務局分科会長のおっしゃった通り譲受人の業務拡張です。隣接地承諾も得ていますので特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
- (質疑なし)
- 質疑なしと認めます。採決に入ります。
- 議案第1号-1について賛成の方の挙手を求めます。
- (全員賛成)
- 全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。
- それでは議案第1号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。
- (議案第1号-2上程)
- 事務局 (議案第1号-2説明・朗読)
- 議長 それでは分科会長の意見を求めます。
- 分科会長 こちらは申請地の一部を使用貸借して宅地に転用するものでございます。隣接地の所有者より雨水等の排水は十分に配慮されるよう要望がっております。隣接地との十分な協議をするよう意見し当事者へ送るとのことです。残りの農地の排水は、東側に排出があり問題ないとのこと。皆様のご審議よろしく願いします。
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
- 5番 譲受人は、譲渡人のお孫さんの旦那さんであり隣で家を建てられると伺っております。残りの土地は、家庭菜園などをして管理をしていくようなので、特に問題ないと思います。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-2対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし県の方へ進達いたします。

それでは議案第1号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第1号-3上程)

事務局

(議案第1号-3説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長

今事務局の方から説明があった通り資材置場のかわり地として資材置場に小さい石砂と駐車場として利用するもので、敷地は道路と同じ高さに設置し、石積み擁壁で、土砂の流出を防ぎ雨水は自然流下となっております隣接地の許可も得ており、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

16番

それでは私の方から説明をいたします。この土地の所有者は県外在住の方で、相続後放棄地状態で現在に至っております。譲受人が西側を違反転用でしていた部分を、今後資材置場にすることで違反転用を解消するということになり、やむを得ないと考えております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第1号-3に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。

それでは議案第2号農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第2号上程)

事務局

(議案第2号説明・朗読)

議長

それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長

先ほど、事務局から説明があった通りでございます。所有農地の一部を、進入路と駐車場等と利用しまして、農地の一部に車庫を建てていたため建物敷地等として転用するものでございます。隣接地は本人所有の農地であり、特に問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

それは担当委員の意見を求めます。

5番

ご自宅の一部が農地になっていることを本人は分からず、問題があるとは知らずにいたとのこと。申請人の方も、分からずそのままされており、ご両親も亡くなり仕方なかったのかなと思います。ご審議のほどお願いいたします。

- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。採決に入ります。
議案第2号-1について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成ということで許可相当とし、県の方へ進達いたします。
引き続き議案第3号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転等許可申請
についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第3号-1上程)
事務局 (議案第3号-1説明・朗読)
- 議長 それでは担当委員の意見を求めます。
14番 ただいま、事務局の説明の通りであります。譲渡人は経営縮小され、譲受人の方は隣接地の取得なので、特に問題ないかと思えます。ご審議のほどお願いいたします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。採決に入ります。
議案第3号-1について賛成の方の挙手を求めます。
(全員賛成)
全員賛成ということで許可といたします。
それでは議案第3号-2を議題とします。事務局の説明を求めます。
(議案第3号-2上程)
事務局 (議案第3号-2説明・朗読)
- 16番 それでは私の方から説明いたします。この申請地は、まだ基盤整備ができていないような土地で、変則的な形をしております。新規就農という話ですが、たまにこちらに来て農業を営んでいるとの事です。あくまでも親戚関係からの贈与ということで、特に問題ないと考えております。ご審議のほどお願いします。
- 議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。
はいどうぞ。
- 10番 その申請地は一反ぐらいあるということで、今までの管理はどなたかが作っていたのですか。
- 16番 今までの管理については、近所の方が農家をされており作っていましたが今後は譲受人が管理することになります。
(質疑なし)
質疑なしと認めます。採決に入ります。
議案第3号-2について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-3を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-3上程)

事務局

(議案第3号-3説明・朗読)

16番

引き続き私の方から説明をいたします。先ほども事務局が申しましたように譲受人は、陶芸家をしており、今後は農業を含めてやっていきたいということでございます。特に問題ないと考えております。ご審議のほどお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。それでは採決に入ります。

議案第3号-3について賛成の方挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-4を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-4上程)

事務局

(議案第3号-4説明・朗読)

議長

それでは担当委員の説明を求めます。

3番

譲受人は、小作地を購入されるということでございます。

現在野菜などを栽培されており、そのまま継続されるということでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-4に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは、番号5に入る前に2番委員が利益相反の案件となりますので、退席をお願いします。

(2番委員退室)

それでは議案第3号-5を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-5上程)

事務局

(議案第3号-5説明・朗読)

16番

それでは私が担当ですので説明いたします。土地については、相続ができていない農地は数年前から相続をしてもらうように話しており、ようやく相続ができたということで、譲受人の方に売買で手続をする形になっております。

特に問題ないと考えておりますのでご審議のほどお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。議案第3号-5に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成度ですので許可いたします。

(2番委員再入室)

それでは引き続き議案第3号-6議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-6上程)

事務局 (議案第3号-6説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3番 この申請地は、隣接地で小作地の取得ということで、譲渡人から是非購入してくださいということで購入をされたようです。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-6に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-7を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-7上程)

事務局 (議案第3号-7説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

2番 譲渡人が農業をできなくなってきたり、甥の譲受人は農業をしていますので問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-7に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第3号-8を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-8上程)

事務局 (議案第3号-8説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

3 番 こちら農地の右側に譲受人の方の農地があり、苗木と植木を作付けしてあります。譲渡人の方は、他の部分に手が回らないということで譲受人に購入してくれとお願いされ植木の仮置き場ということで利用されるようです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第 3 号－ 8 に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可いたします。

それでは議案第 3 号－ 9 を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号－ 9 上程)

事務局 (議案第 3 号－ 9 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

6 番 譲渡人の方は農業を廃止し知人の譲受人に贈与するとのことで譲受人は、新規就農で出されておりますが母の実家で米・麦の耕作を手伝っており、農作業経験があるとのことで特に問題ないかとおもいます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。議案第 3 号－ 9 に対して、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成多数)

賛成多数ということで許可とします。

それでは議案第 3 号－ 1 0 を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第 3 号－ 1 0 上程)

事務局 (議案第 3 号－ 1 0 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の意見を求めます。

4 番 譲受人は、譲渡人の甥になります。基盤整備が終わった後から現在までこの申請地で耕作の方されております。譲渡人の方は農業をされておらず現在は、施設の方に入っているためやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます採決に入ります。

議案第 3 号－ 1 0 に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第3号-11を議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第3号-11上程)

事務局

(議案第3号-11説明・朗読)

議長

それでは担当委員の意見を求めます。

10番

この農地の畑は侵入路がなく、隣が自宅になっております。譲渡人は、現在施設に入っており、そのため売り家として売買の看板があつて上がつてましたが畑の侵入路もありませんので、今回解体をし息子さんへ贈与するとのことでした。現在は近所の方が耕作をして管理しており荒れてはございません。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります。

議案第3号-11について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可といたします。

それでは議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)について議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第4号上程)

事務局

(議案第4号説明・朗読)

議長

質疑に入ります。質疑のある方は挙手を求めます。

(質疑なし)

なければ採決にいたします。議案第4号に関して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案通り報告をいたします。

それでは議案第5号非農地判断(非農地証明願ひ)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

(議案第5号-1上程)

事務局

(議案第5号-1説明・朗読)

議長

この件に関しては分科会で現地確認をしますので分科会長の意見を求めます。

分科会長

現況は山林と思われまふ。この農地は地目畑となつており道路より上にあるためです。農地に戻すためには落石等の危険があると思われまふので、現況の山林として認定するのが妥当だと思われまふ。皆様のご審議よろしくお願ひします。

16番

長い間山林状態であつたということで、40年前ぐらひは畑だつたと話を聞いておられますがそれ以降はずつとこの状態であつておられるのではないかなと考へておられます。ご審議のほどお願ひいたします。

議長 質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。採決に入ります議案第5号-1について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで当委員会としては非農地として判断いたします。

それでは議案第5号-2を議題とします事務局の説明を求めます。

(議案第5号-2上程)

事務局 (議案第5号-2説明・朗読)

本日担当委員が欠席されておりますので、事務局の方で説明させていただきます。住宅の敷地があるところに、既に倉庫になっており農地部分にはみ出しています。違反転用となっていた部分が残っていましたので、今回その部分の非農地証明ということで、申請を出していただいております。前回農振除外の方でご審議いただき問題ないということでしたので、問題ないのではないかと考えております。以上です。

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

3番 今事務局からあった通りでございます。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

議長 他になければ採決に入ります。

議案第5号について賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで非農地として当委員会では判断いたします。

それでは議案第6号うきは市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。それでは農政係の説明を求めます。

(議案第6号上程)

農政係 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

なければ採決に入ります。議案同第6号に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで議案第6号に関しては議案通り市長の方へ報告したいと思っております。

それでは議案第7号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(利用権設定)についてを議題とします。農政係の説明を求めます。

(議案第7号上程)

農政係

(議案第7号説明・朗読)

議長

説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

それでは採決したいと思います。

議案第7号に対して賛成の方の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成ということで許可とし議案通り市長の方へ報告したいと思います。

それでは報告事項に行きたいと思います。事務局の説明をお願いします。

(報告1・2説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印